

登校の時期についてのお願い

下記の表に掲げた「学校で予防すべき感染症」にかかっている場合は、学校保健安全法施行規則の定めにより出席停止となります。出席停止期間の基準は、下記のとおりですので、出席停止期間を経て登校する場合は、必ず医師の「治癒証明書」を記入してもらい、学校へ提出してください。なお、出席停止期間中は欠席扱いになりませんのでご承知おきください。

記

学校で予防すべき感染症		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA（H5N1）であるものに限る）その他指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後 2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフスパラチフス 流行性角結膜炎急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※群馬県では、第3種「その他の感染症」についてこれを定めないとしています。

き り と り

治 癒 証 明 書

群馬県立藤岡中央高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の生徒は学校感染症（ ）により出席停止となっていました
が、感染のおそれなくなったので、____月____日より登校しても差し支えないと思われま

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印